

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記規則第 245 条第 5 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同項の規定により準用する不動産登記規則第 217 条第 4 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 24 日

鳥取地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 7 号

対象土地 鳥取市南町 520 番

鳥取市南町 521 番

2 関係人の氏名又は名称

小川昌子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の申請の取下げがあった旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。